

北海道告示第10420号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

なお、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年3月20日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その20)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 公的精神科病院等運営費補助金 精神医療を担う公的病院に対し運営費を補助し地域の精神医療の確保を図る。	地域センター病院の指定を受け、精神病床を有しており、令和3年度までの当該補助金による措置後も引き続き欠損額が生じている公的病院(倶知安厚生病院、帯広厚生病院及び伊達赤十字病院)の設置主体とする。	精神医療に係る令和3年度(2021年度)欠損額	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課		実績報告は要しない。
2 こどもの安心・安全対策緊急支援事業(障害児通所支援事業所分) 障害児通所支援事業所における子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等	送迎用バスの安全装置の設置を行う事業に必要な装置・機器の購入費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。)、リース料、導入費用	定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する書類	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課		
3 こどもの安心・安全対	社会福祉法人、			保福第1の2号様式	保福第1の2号様式	提出部数 1部	総合振興局長	

<p>策緊急支援事業（認可外保育施設分） 認可外保育施設における子どもの安全を守るための万全を対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等</p>			<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出期限 提出先</p>	<p>別に指示する日 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>又は振興局長</p>	
<p>(1) 送迎用バスの安全装置の設置を行う事業</p>		<p>送迎用バスの安全装置の設置を行う事業に必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）リース料、導入費用</p>	<p>定額 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>						
<p>(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の導入を行う事業</p>		<p>ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）リース料、導入費用</p>	<p>5分の4以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>						
<p>(3) 登園管理システム機器を導入する事業</p>		<p>登園管理システム機器を導入する事業を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、</p>	<p>5分の4以内 （寄附金その他の収入金があるときは、</p>						

		補助及び交付金	補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）						
4	<p>出産・子育て応援事業費補助金</p> <p>全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る</p> <p>出産・子育て応援給付金を一体的に実施するための経費を交付することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村	<p>1 伴走型相談支援</p> <p>伴走型相談支援を行うために必要な超過勤務手当、給料及び超過勤務以外の諸手当、報酬、職員旅費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、共済費、報償費、委託費、負担金</p> <p>2 出産・子育て応援給付金</p> <p>出産応援ギフト・子育て応援ギフトの支給決定を行った額</p>	<p>6分の1</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の16号様式</p> <p>保福第1の18号様式</p> <p>保福第1の20号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の30号様式</p> <p>保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課</p>		
5	<p>保育士確保対策事業費補助金</p> <p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会が行う「保育士確保対策事業」を実施するために必要な資金を積み立てるための経費を補助することを目的とする。</p>	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	「保育士確保対策事業」を実施する資金を積み立てるための経費	定額	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の14号様式</p> <p>保福第1の18号様式</p> <p>保福第1の20号様式</p> <p>保福第1の32号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式</p> <p>保福第1の29号様式</p> <p>保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課</p>		